

※受講番号	
※受付番号	

※エクステンション・センター記入

単位認定申請書

年 月 日

氏 名

下記の通り単位の認定を申請します。

認定を希望する単位および学修			申請事項に ○を付して ください
図書館に関する 科目	他大学における司書講習の単位		
	他大学における司書課程の単位		
図書館法施行規則 第5条第3項及び 第6条第3項規程 の学修	「生涯学習概論」の単位	社会教育主事の講習の単位	
		社会教育に関する科目の単位	
		博物館に関する科目の単位	
		学芸員資格認定の試験認定の単位	
	「読書と豊かな人間性」の単位	学校図書館司書教諭講習の単位	
		学校図書館司書教諭課程の単位	
	2年以上の勤務経験	司書補の職	
		司書補の職に相当する職	
		司書補職と同等以上の職として文部科学大臣が指定する職	
		社会教育主事の職	
		学芸員の職	

【申請上の注意】

申請には本票のほか「受講科目申込書」および該当科目の単位取得証明書、勤務経験証明書等が必要です。

注意事項 本票と合わせて下記の該当する事項の書類A・Bを提出してください。また、「受講科目申込書」の「単位の認定を希望する科目」欄に該当事項を記入してください。

①「図書館に関する科目」の単位認定

既修得科目・単位	必要書類A	必要書類B（必要書類Aで確認できる場合は不要）
司書講習の科目・単位	単位取得証明書	
司書課程の科目・単位	単位取得証明書	図書館法施行規則（昭和二十五年九月六日文部省令第二十七号）第十一条の科目・単位であることが確認できる書類（詳しくは単位を取得された大学にお尋ねください）

②「生涯学習概論」の単位認定（図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第三項に規定する学修）

所定の学修	必要書類A	必要書類B（必要書類Aで確認できる場合は不要）
社会教育主事の講習の 「生涯学習概論」	単位取得証明書	社会教育主事講習の「生涯学習概論」の単位であることが確認できる書類（詳しくは単位を取得した大学にお尋ねください）
社会教育に関する科目の 「生涯学習概論」	単位取得証明書	社会教育主事講習等規程（昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号）第十一条の「生涯学習概論」の単位であることが確認できる書類（詳しくは単位を取得された大学にお尋ねください）
博物館に関する科目の 「生涯学習概論」	単位取得証明書	博物館法施行規則（昭和三十年十月四日文部省令第二十四号）第一条の「生涯学習概論」の単位であることが確認できる書類（詳しくは単位を取得された大学にお尋ねください）
学芸員資格認定の試験認定の 「生涯学習概論」	学芸員資格認定の「生涯学習概論」の科目合格証明書（詳しくは文部科学省にお尋ねください）	

③「児童サービス論」「児童サービスの基礎」の単位認定（図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第三項に規定する学修）

所定の学修	必要書類A	必要書類B（必要書類Aで確認できる場合は不要）
司書教諭講習の 「読書と豊かな人間性」	単位取得証明書	学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年八月六日文部省令第二十一号）第三条の「読書と豊かな人間性」の単位であることが確認できる書類（詳しくは単位を取得した大学にお尋ねください）

④「図書館実習」の単位認定（図書館法施行規則第五条第三項に規定する学修）

所定の学修	必要書類A	必要書類B（司書補・社会教育主事・学芸員の方は必要）
司書補の職（相当する職または含まれる職）として2年以上勤務した経験※1,2	司書補の職（相当する職または含まれる職）として2年以上勤務した証明	資格取得証明書

※1 司書補に相当する職：国立国会図書館または大学・高等専門学校付属図書館で司書補に相当する職（図書館法第五条第一項第三号）

※2 司書補の職に含まれる職：次に掲げる職（平成二十年文部科学省告示第九十号）

- 一 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する事項（以下「図書館奉仕相当事項」という。）に関する専門的職務に従事する職員の職
- 二 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 四 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 五 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二に定める社会教育主事の職
- 六 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 七 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職